一般社団法人 日本耳科学会認定手術指導医制度に関する施行細則

第1章 制度委員

第1条(委員の資格)

- (1)規則第8条に規定する制度委員の資格は、以下の通りとする。
 - 1) 本学会会員であること。
 - 2) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会・日本専門医機構認定耳鼻咽喉科専門医(以下、耳鼻咽喉科専門医と略す)であること。
 - 3) 原則として手術指導医・暫定指導医の資格を有すること。
- (2) 本制度発足時の制度委員については、前号4) は「手術指導医(あるいは暫定指導医)と同等以上の耳科手術技量を有する」と読み替える。
- (3) 制度委員の資格更新では、以下の要件を満たさねばならない。
 - 1) 任期中に、年に1回以上、制度委員会に出席していること。
 - 2) 任期中に、連続3回以上の制度委員会の欠席がないこと。
 - 3) 前号の規定を満たさない場合でも、制度委員がその資格の更新を希望 する場合は、制度委員会で資格更新について審議する。

第2条(技術認定申請資格)

- (1) 規則第15条に規定する技術認定申請資格は、以下の通りとする。 1名以上の指導医・暫定指導医が勤務している日本耳科学会認可研修施 設(以下、認可施設)において通算3年以上、耳科領域の臨床経験を有 すること。
- (2) 術者として経験すべき手術件数は、鼓室形成術:200件以上、乳突削開術:100件以上、そしてその他のいずれかの手術を合計で50件以上とする。ただし、その他の手術における乳突削開術は、手術件数に含めることはできない。
- (3) 乳突削開術数の50%まで、内視鏡下手術時の乳突削開術を含めることを認める。ただし、内視鏡下手術時の乳突削開術とは、経外耳道的乳突削開術(TCAA)以上の開放とし、経外耳道的上鼓室開放術(TCA)の算定は認めない。TCAA以上の手術が正しく算定されているか、審査の際に手術記録等で確認することがある。
- (4) その他の手術は、以下のとおりとする。

- 1) 外耳道造設術・閉鎖症手術
- 2) アブミ骨手術
- 3) 内リンパ嚢開放術
- 4) 人工内耳植込術
- 5) 人工中耳植込術
- 6) 顔面神経減荷術
- 7) 聴神経腫瘍手術
- 8) 側頭骨良性・悪性腫瘍手術
- (5) 認可施設以外の施設で、指導医または暫定指導医の指導下で実施した耳 科手術の件数は「経験すべき手術件数」に加えることができる。
- (6) 耳科学に関連する論文を10編以上(そのうち筆頭著者または責任著者として5編以上)の業績を有すること。
- (7) 本学会の総会・学術講演会に過去5年間のうち計3回以上参加していること。

第2章 技術認定の申請

- 第3条(手術ビデオおよび関連書類)
 - (1) 規則第16条に規定する手術ビデオは、次に定めるとおりとする。
 - (2)以下に示す未編集の手術ビデオ2本(2症例分)を提出する。
 - 1) 顕微鏡下で行われた鼓室形成術+乳突削開術の手術ビデオ1本 注) 鼓室形成術+乳突削開術については、主たる手術操作とくに乳突削 開術を顕微鏡下で行ったものに限る。内視鏡下単独で行った手術ビデオ については審査を実施しない。
 - 2) 顕微鏡下で行われたその他の手術(外耳道増設術・閉鎖症手術、アブミ 骨手術、内リンパ嚢開放術、人工内耳植込術、人工中耳植込術、顔面神 経減荷術、聴神経腫瘍手術、側頭骨良性・悪性腫瘍手術)の手術ビデオ 1本
 - 注)アブミ骨手術に関しては内視鏡下単独で行った手術ビデオについても審査を実施する。
 - (3) 未編集の手術ビデオを動画ファイルに変換し、USB メモリーもしくは DVD に入れて提出する。
 - (4) 未編集の手術ビデオとは、顕微鏡下および内視鏡下の手術操作の全てを

記録したものになる。

- (5) 手術ビデオが Windows および Mac 上で、特に追加ソフトなしに再生可能であることを、申請者自身で予め確認した後に提出する。推奨される形式は Media Player もしくは QuickTime Player 上が望ましい。
- (6) 手術ビデオには、申請者・施設名・患者名が特定される情報が一切含まれないよう留意する。
- (7) 患者情報やカルテ等を撮影している動画部分のカット編集は、編集とは みなされない。
- (8) 提出された手術ビデオは、将来的に教育目的のために使用する場合がある。
- (9) 手術ビデオ2本(2症例分)の手術ビデオ審査承諾確認書および手術ビデオ審査添付書(資料1および2)を提出する。
- (10) 手術ビデオの審査承諾確認書は、手術前に取得して、申請時に提出する。審査承諾確認書の取得ができなかった場合は、その理由を記載した文書を提出する。(形式は任意)

第4条(術前・術後検査)

- (1) 規則第16条に規定する術前・術後検査は、手術適応の決定と治療成績の判定に必要な各種検査データとし、以下に定めるとおりとする。これらの検査の中から、適当なものを適宜選択して提出すること。
 - 1) CT 画像
 - 2) 鼓膜写真
 - 3) 聴力検査
 - 4) 平衡機能検査

第5条(手術実績一覧表)

- (1) 規則第16条に規定する手術実績一覧表については、次に定めるとおりとする。
- (2) 手術実績一覧表に記載する手術は、本制度が開始された2020年度以降 に指導医・暫定指導医の指導下に実施された手術のみを算定する。 2019年度以前に実施された手術の算定は認めない。

- (3) 手術実績一覧表に記載する手術は、常勤または非常勤の指導医・暫定 指導医が実際に手術指導を行った手術のみを算定する。
- (4) 手術実績一覧表には、それぞれの手術時に実際に指導を受けた指導医 名・暫定指導医名を必ず記載する。
- (5) 手術実績一覧表に記載された非常勤の指導医・暫定指導医は、当該認可研修施設における在籍証明書を提出するとともに、指導医申請者の 手術技量が正しく指導医レベルに達しており、指導医申請が適切であ ることを申請前に確認する。
- (6) 手術実績一覧にリストアップされた「その他の手術」については、手 術適応や手術記録、手術成績、術後合併症の有無等を、審査の際に確 認することがある。
- (7) 副損傷については、顔面神経損傷、硬膜損傷、S状静脈洞損傷、半規管 損傷、蝸牛損傷の有無と、副損傷に対する具体的な治療経験があれば 記載する。

第3章 技術認定の方法

第6条(手術ビデオ審査)

- (1) 手術ビデオ審査では、手術ビデオ審査採点表(資料3および4) を用いて、制度委員会が申請者の耳科手術の技量・習熟度を審査する。
- (2) 申請者は、手術ビデオの採点表(資料3&4)の内容を確認した上で、それ ぞれの採点項目が全て含まれた手術ビデオを提出する。採点項目が含ま れない手術ビデオについては、審査時にその採点項目は「0点」と評価 される。

第7条(認定期間)

- (1) 規則第18条に定める認定期間および認定証発行日は以下の通りとする。
 - 1) 新規認定のための申請手続き期間は、毎年1月1日~1月31日とする。
 - 2) 新規認定取得者の認定期間は、理事会による承認がなされた年の1月 1日から5年後の12月31日までとし、発行日は理事会承認の年の 1月1日とする。

- 3) 更新のための申請手続き期間は、新規認定から5年後の1月1日~1 月31日とする。
- (2) 本細則第7条第1号に基づく期間の後に新規認定もしくは更新認定された場合は、認定証の発行日は発行時点とし、認定期間は新規認定の場合は過去に遡って承認がなされた年の1月1日、更新認定の場合も過去に遡って前回認定期間の終了日の翌日から5年間とする。

第8条(改定)

本細則は、制度委員会の提案のもとに、理事会の議決を経て改定できる。

附則

1 令和元年10月10日から施行

2 令和 4 年 3 月 11 日に改正

3 令和6年11月1日に改正

資料1:手術ビデオ承諾確認書 資料2:手術ビデオ審査添付書

資料3:手術ビデオ審査採点表1(鼓室形成術+乳突削開術)

資料4:手術ビデオ審査採点表2(その他の手術)

資料 5: 指導医申請料・更新料